

## 役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は社会福祉法人美里会定款第一条に規定する事業等を遂行するため理事・監事・評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」という）に対する報酬及び費用弁償の支給について必要な事項を定めることを目的とする。

### (報酬の額)

第2条 役員等の報酬は理事会・評議員会・監査及び評議員選任・解任委員会に出席1回につき10,000円（源泉徴収税別）とする。

2 理事及び評議員選任・解任委員会事務局員は無報酬とする。

### (報酬の支給方法)

第3条 報酬は理事会・評議員会・監査及び評議員選任・解任委員会に出席時に支給する。

### (費用弁償)

第4条 役員等が、業務のため出張したときは、その出張について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、役員等で常勤のものに支給する旅費の額に相当する額とする。

3 前項に定めるもののほか、理事会・評議員会・監査及び評議員選任・解任委員会に出席した場合は、日額5,000円の交通費を支給する。

### 附則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。但し評議員選任・解任委員については平成29年1月22日から施行する。